

静 情 審 第 3 1 号
令和 3 年 12 月 23 日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 3 月 25 日 付け 静公委相第 1198 号 による 下記の 諮問 について、別紙のとおり 答申 します。

記

静岡県警が保有する警察車両に関する文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問 第 229 号）

別紙

1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記2に掲げる公文書を特定し、その一部を非開示とした決定（以下、令和2年8月26日で行った部分開示決定を「原処分1」といい、令和3年2月17日付けで行った原処分1の変更決定を「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年7月12日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、本件開示請求を行い、同月13日、処分庁は、これを受け付けた。
- (2) 令和2年7月17日、処分庁は、本件開示請求の対象となる公文書について、内容が複雑であり、開示可否の決定に日数を要するため、開示期間の延長を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年8月26日、処分庁は、別記2の文書を特定し、条例第7条第4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、原処分1を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和2年11月23日、審査請求人は、原処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月24日、諮問庁は、これを受け付けた。
- (5) 令和3年2月17日、処分庁は、本件審査請求を受けて、原処分1において非開示とした部分を改めて検討し、原処分1から一部の情報を変更して開示するとした原処分2を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

静岡県警が保有する警察車両に係る車両管理データのうち、以下の情報について原処分1を取り消して開示すべきである。ただし、取得価格及び取得日が非開示の車両は相当の理由があると思料されるため、ア及びウについての開示を求めない。

ア 所属名

イ 現場指揮官車及び地域活動用運搬車の自動車登録番号

ウ 自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりであ

る。

ア 所属名

処分庁は、所属名の情報は事案ごとの警察の対処能力を示す情報であると主張するが、事案や規模によってはレンタカーや他所属から借用したり、また、故障等で使用可能な台数が減少することもあり、警察の対処能力は車両の台数によってのみ測られるものではない。

また、他警察本部においては、犯罪捜査に使用する車両を含め、全ての車両の所属が開示されていることから、全車両の所属を開示することにより、静岡県警察において「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」といえるほど特別の理由は認められない。

イ 現場指揮官車及び地域活動用運搬車の自動車登録番号

現場指揮官車は、祭典等における観客誘導など衆人環視の下で使用されることが多く、また、乗車体験も可能である。特に、静岡県警察では、現場指揮官車に「静岡県警察」の表記を独自に入れており、同車が警察車両であることは外観から明らかであり、自動車登録番号を非開示とする合理的理由は認められない。

地域活動用運搬車は、車体側面に「静岡県警察」「POLICE」の表記が、またフロントには旭日章（警察マーク）が取り付けられていることから、着脱式の赤色灯がない状態でも警察車両であることは明らかであり、また、審査請求人が過去に開示請求をした文書においても開示されている。

ウ 自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分

審査請求人が過去に開示請求をした文書（平成28年12月22日付決定）において開示されており、本請求でも開示を求める。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が弁明書及び令和3年7月19日付け静公委相第1976号による提出資料で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が本件審査請求において開示を求める所属名及び自動車登録番号が非開示となった車両の陸運支局部分については、これを公にすることにより、所属ごと及び地域ごとの配車車両の台数が分かり、事案対処能力が推測される。

これにより、各所属の管轄する地域や区域の広さ及び道路の整備状況等から事案発生地までの臨場に要する時間が推測可能となる。

よって、これらの情報を入手した犯罪を企図する者が、当該情報の研究、分析等を行うことで、各警察施設の体制、各種事案への対応状況等が推測され、その間隙をついて犯行に及ぶなど将来の犯行を容易にし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示としたものである。

- (2) 審査請求人は、他県警察の開示状況や本県警察における過去の開示状況から原処分1を取消し、一部開示するよう求めているが、当該情報を非開示とした理由は、

他県警察の取扱いによって変わるものではなく、また、非開示情報の該当性は、社会情勢の変化、当該情報に係る状況等の事情の変化によって変わるものであることから、開示・非開示の判断は開示請求の都度行うものである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、本件対象公文書の開示を求めるものであり、処分庁が本件対象公文書を特定し、その一部を条例第7条第4号に該当するとして非開示とする原処分1を行った。

これに対し、審査請求人は上記3(1)のアからウまで（取得価格及び取得日が非開示とされている車両に係る部分を除く。）の情報の開示を求めて審査請求を提起したところ、処分庁は3(1)のイについて開示する原処分2を行ったものである。

当審査会は、審査請求人が審査請求書で開示を求めている部分のうち、原処分2においてもなお非開示とされている部分（取得価格及び取得日が非開示とされているものを除く車両に係る3(1)のア及びウの情報。以下「本件非開示部分」という。）の非開示情報該当性について検討する。

(2) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 諮問庁は、本件非開示部分について以下のとおり説明する。

(ア) 本件非開示部分に係る情報は、所属や陸運支局の管轄地域における車両の配備台数を示すものであり、配備台数からその所属又は地域の事案対処能力を推測させるものである。

(イ) 犯罪を企図する者が、これらの情報の研究、分析等を行うことで、各警察施設の体制、各種事案への対応状況等を推測し、その間隙をついて容易に犯行に及ぶなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とするものである。

イ 諮問庁の上記説明を踏まえ、以下、検討する。

(ア) 本件対象公文書は、車両ごとに区分、所属、自動車登録番号、車名、用途名、取得日、型式、車台番号及び取得価格が記載された台帳（一覧表）である。

(イ) 本件非開示部分を開示することにより、所属や地域ごとの警察車両の配備台数が明らかになるところ、原処分において車名等の情報が開示されていることから、乗車定員も判明するため、所属や地域ごとの事案に対処可能な人員に係る情報も推測が可能となってしまう。

(ウ) この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁における警察官の総数や警察車両の保有総数の情報は公表しているが、所属や地域ごとの警察官の人数や車両の保有台数に関する情報は公表していないとのことであった。

(エ) さらに、近時の情報通信技術の急激な発達という情勢を踏まえると、本件非

開示部分に記載された情報と、原処分で既に開示している情報だけでなく、テロや犯罪を企図する者が既に保有している情報などを組み合わせて分析等を行うことで、静岡県警における捜査体制などの事案対処能力の把握を容易にし、さらにはその間隙をついて犯行を行うことを容易にすることになるといえる。

- (カ) したがって、本件非開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるため、条例第7条第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、上記3(1)のイの審査請求人の主張は、処分庁の原処分2において開示された部分に係るものであるため、その当否を判断しない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容

現有車両（二輪車を除く）の登録日、所有区分、価格、所属、車種名（小型警ら車等）、車名（ソリオ等）、型式、車体番号、登録番号、無線機呼称、対空表示

別記2 処分庁が特定した文書（本件対象公文書）

車両管理データ（令和2年7月13日現在のもの）計42枚
（区分、所属、自動車登録番号、車名、用途名、取得日、型式、車体番号、取得価格を記載）

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和3年 3月 26日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
令和3年 6月 21日	審議	第350回
令和3年 7月 26日	審議	第351回
令和3年 9月 22日	審議	第352回
令和3年 11月 2日	処分庁の口頭意見陳述、審議	第353回
令和3年 12月 21日	審議、答申	第354回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第350回～第354回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第350回～第354回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第350回～第354回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第349回～第351回、 第353回、第354回
武 田 恵 子	小鹿病院看護部長	第353回～第354回
牧 田 晃 子	弁護士	第350回～第354回